

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 9 号に掲げる片側留刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
さめ片側留刺し網漁業	1 隻	5 トン未満	定めなし	次の基点西区第 126 号、点ア、点イ、及び基点第 58 号の各点を順次に結んだ 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、区画漁業権漁場を除く。 基点西区第 126 号：上北郡野辺地町字干草橋川左岸に設置した標柱 点ア：基点西区第 126 号から真方位 341 度 30 分 11,600 メートルの点 点イ：基点第 58 号から真方位 293 度 30 分 8,200 メートルの点 基点第 58 号：上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱	12 月 1 日から翌年 3 月 15 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 上北郡野辺地町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 5 年 2 月 1 日から起算して 2 日間	1 許可の有効期間は、許可の日から令和 5 年 3 月 15 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 他種漁業を妨げてはならない (2) 使用できる網の長さは、1 ヶ統当り 45 メートル以内、設置できる統数は 15 ヶ統以内とする (3) 使用できる網の目合は、181.8 ミリメートル（6 寸目）以上とする (4) 敷設中の漁具には、水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンをつけ、夜間は当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない (5) さけ・ます類が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない